

奈良県広域水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第23号

奈良県広域水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団公報発行規則（令和6年11月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「及び監査委員」を「、監査委員及び公平委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。